

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の趣旨

令和 7 年 6 月 4 日に「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 50 号)」が公布及び施行されたことから、所要の規定整備を行うものです。

### 2 改正の概要

別表選挙管理委員会の項中の報酬額を次のとおり改めます。

区 分	報酬額(改正前)	報酬額(改正後)
選挙長(1回につき)	10,800円	12,200円
開票管理者(1回につき)	10,800円	12,200円
開票及び選挙立会人(1回につき)	8,900円	10,100円
投票管理者(午前7時から午後8時まで)	12,800円	14,500円
投票管理者(午前8時30分から午後8時まで)	11,300円	12,800円
投票管理者(午前8時30分から午後5時まで)	8,300円	9,400円
投票立会人(午前7時から午後8時まで)	10,900円	12,400円
投票立会人(午前8時30分から午後8時まで)	9,600円	10,900円
投票立会人(午前8時30分から午後5時まで)	7,100円	8,100円

### 3 施行期日

公布の日